

## 苫小牧市インターンシップ等事業の実施に関する協定書（案）

苫小牧市（以下「甲」という。）と〇〇〇大学（〇〇〇高等学校）（以下「乙」という。）とは、乙の学生（以下「研修学生」という。）を甲の業務に従事させることにより、企業での実習・研修的な就業体験により、高い職業意識の育成、実践的な人材の養成を図ることを目的として、インターンシップ等事業の実施に関して、次のとおり協定する。

### （研修期間）

第1条 研修期間は、令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日までとする。ただし、やむを得ない事情が生じたときは、甲乙協議の上、その期間を短縮することができるものとする。

### （申込書及び誓約書）

第2条 乙は、企業研修を受講する研修学生を選考したときは、別紙様式1又は別紙様式2の申込書及び別紙様式3の誓約書を取りまとめ、甲に提出するものとする。

### （研修学生の業務内容及び決定）

第3条 研修学生が従事する甲の業務は、甲乙協議して定めるものとする。

2 甲は、前項の内容を検討の上、研修学生受け入れの可否を決定し、書面をもって乙に通知するものとする。

### （経費の負担）

第4条 給料、手当、その他研修学生に係る経費については、甲は負担しないものとする。

### （指揮監督）

第5条 甲は、研修の実施に必要な範囲において研修学生を指揮監督することができる。又、研修学生は、研修期間中、甲が指定する市職員の指示に従うものとする。

### （勤務時間等）

第6条 研修学生の勤務時間は、甲の勤務時間に従うものとする。

2 甲は、研修学生の研修に係る勤務時間及び休日について、あらかじめ文書で乙に通知するものとする。その変更についても同様とする。

3 甲は、研修学生の出勤状況及び休暇については、出勤簿で処理するものとする。

4 原則として、研修学生の時間外勤務、出張は認めないものとする。

(守秘義務)

第7条 研修学生は、研修期間中に苫小牧市で知り得た秘密を、研修期間中はもとより、研修期間終了後においても漏らしてはならない。

(災害補償)

第8条 研修学生は、企業研修に先立ち、「インターンシップ等賠償責任保険」に加入するものとする。

(協議)

第9条 この協定の解釈についての疑義、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上決定する。

この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 苫小牧市旭町4丁目5番6号

苫小牧市

苫小牧市長

乙

〇〇〇大学 (〇〇〇高等学校)

学長